

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月12日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	ソールドアウト株式会社
【英訳名】	SoldOut, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 荻原 猛
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽一丁目4番14号
【電話番号】	(03)6675-7857
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 半田 晴彦
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽一丁目4番14号
【電話番号】	(03)6675-7857
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ 半田 晴彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 連結累計期間	第13期 第1四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	自 2021年1月1日 至 2021年3月31日	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日
売上高 (千円)	5,656,227	5,342,639	20,447,631
経常利益 (千円)	313,925	75,446	402,634
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	229,669	38,168	174,211
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	226,575	38,752	159,463
純資産額 (千円)	3,029,429	2,944,085	2,964,624
総資産額 (千円)	6,257,300	7,309,719	6,747,447
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	21.95	3.65	16.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	21.89	3.64	16.61
自己資本比率 (%)	48.2	40.3	43.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、当社グループの事業活動、財政状態及び経営成績等に影響を与える可能性がありますので、引き続き注視してまいります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から持ち直しの動きが見られていますが、今後も感染の動向が経済に与える影響に十分に注視する必要があります。

当社グループの事業分野である広告業界においては、2020年の日本の総広告費（注）が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前年比88.8%の6兆1,594億円と9年ぶりのマイナス成長となりました。しかしながら、当社が手がけるインターネット広告においては、新型コロナウイルス関連落ち込みを見せながらも生活様式の変化によるデジタルトランスフォーメーションの加速や巣ごもり需要を取り込み、他メディアよりも早く回復し、前年比105.6%の1兆7,567億円の市場規模となりました。

このような状況下において、当社の当第1四半期連結累計期間の連結業績は、下表の通りとなりました。

（単位：百万円）

	2021年12月期 第1四半期	2020年12月期 第1四半期	増減額	増減率（％）
売上高	5,342	5,656	313	5.5
営業利益	73	312	239	76.6
経常利益	75	313	238	76.0
親会社株主に帰属する四半期純利益	38	229	191	83.4

当社はネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当第1四半期連結累計期間においては、当社の主力事業であるデジタルマーケティング支援事業が顧客の年度末予算を確実に捉えたことで売上高を牽引いたしましたが、前年同期比では減少いたしました。

ソフトウェア事業では、当社連結子会社であるSO Technologies株式会社において、広告会社向けに提供する「AG-Boost（運用型広告を中心とした自社開発ツールと人的支援のオールインワンサービス）」が顧客の年度末需要によりサービス利用が伸長し、売上高及び営業利益に寄与いたしました。

メディア事業は、当社連結子会社であるメディアエンジン株式会社において、引き続き新規事業の収益基盤構築に努めてまいりました。他方、コンテンツマーケティング支援において、受託型の記事制作が顧客の年度末需要により、営業利益に貢献いたしました。

販売費及び一般管理費においては、事業拡大の先行投資として人員増強による人件費の増加及び2020年11月の移転に伴う地代家賃の増加等が発生いたしました。

また当社は、市場環境が大きくかつ急速に変化する中で迅速に意思決定を行い、中長期での事業拡大を進める体制構築として、本年4月1日付でビジネスの種別・状況毎に4つの事業で構成されたカンパニー制へ移行いたしました。当第1四半期連結累計期間においては、新体制に向けた事業戦略の詳細に及ぶ検討、管理・支援体制の準備を行い、円滑に新組織への移行が図れるよう、対応してまいりました。

（注）出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産の合計は、前連結会計年度末に比べて562百万円増加し、7,309百万円となりました。これは主に、現金及び預金、受取手形及び売掛金の増加によるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べて582百万円増加し、4,365百万円となりました。これは主に、未払金が減少した一方で、買掛金が増加したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べて20百万円減少し、2,944百万円となりました。これは主に、利益剰余金が減少したことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上および財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,520,000
計	35,520,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年5月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,480,450	10,480,450	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ ります。なお、単元 株式数は100株であ ります。
計	10,480,450	10,480,450	-	-

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、2021年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年1月1日～ 2021年3月31日 (注)1	11,150	10,480,450	1,761	602,420	1,761	561,300

(注)1.新株予約権の行使によるものであります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,477,700	104,777	(注)
単元未満株式	普通株式 2,550	-	-
発行済株式総数	10,480,450	-	-
総株主の議決権	-	104,777	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ソウルドアウト株式会社	東京都文京区 後楽1丁目4番14号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(注) 当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)」の欄に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,397,256	2,586,877
受取手形及び売掛金	2,558,674	2,899,497
その他	88,848	94,560
貸倒引当金	8,576	6,885
流動資産合計	5,036,203	5,574,050
固定資産		
有形固定資産		
建物	454,497	454,497
減価償却累計額	8,466	16,212
建物(純額)	446,031	438,285
工具、器具及び備品	168,474	175,714
減価償却累計額	25,017	33,099
工具、器具及び備品(純額)	143,457	142,614
有形固定資産合計	589,488	580,900
無形固定資産		
ソフトウェア	497,268	548,595
ソフトウェア仮勘定	106,322	110,158
のれん	156,641	186,254
その他	2,717	2,590
無形固定資産合計	762,949	847,598
投資その他の資産		
敷金及び保証金	285,707	217,946
繰延税金資産	56,274	51,447
その他	31,148	52,099
貸倒引当金	14,323	14,323
投資その他の資産合計	358,806	307,170
固定資産合計	1,711,244	1,735,669
資産合計	6,747,447	7,309,719

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,121,943	2,995,813
短期借入金	500,000	500,000
未払金	430,621	158,947
未払費用	247,314	206,084
未払法人税等	34,733	25,750
賞与引当金	-	21,521
その他	210,590	221,797
流動負債合計	3,545,202	4,129,915
固定負債		
長期借入金	91,230	89,554
資産除去債務	143,622	143,634
その他	2,767	2,530
固定負債合計	237,620	235,719
負債合計	3,782,823	4,365,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,658	602,420
資本剰余金	559,538	561,300
利益剰余金	1,805,827	1,781,181
自己株式	726	726
株主資本合計	2,965,298	2,944,176
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	694	110
その他の包括利益累計額合計	694	110
新株予約権	19	19
純資産合計	2,964,624	2,944,085
負債純資産合計	6,747,447	7,309,719

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
売上高	5,656,227	5,342,639
売上原価	4,526,757	4,307,376
売上総利益	1,129,469	1,035,262
販売費及び一般管理費	816,837	962,220
営業利益	312,632	73,041
営業外収益		
受取手数料	300	-
助成金収入	-	810
補助金収入	-	1,201
その他	1,830	875
営業外収益合計	2,130	2,887
営業外費用		
支払利息	157	480
投資事業組合運用損	264	-
その他	415	1
営業外費用合計	837	482
経常利益	313,925	75,446
税金等調整前四半期純利益	313,925	75,446
法人税、住民税及び事業税	72,820	32,709
法人税等調整額	14,480	4,568
法人税等合計	87,300	37,278
四半期純利益	226,624	38,168
非支配株主に帰属する四半期純損失 ()	3,044	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	229,669	38,168

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)
四半期純利益	226,624	38,168
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48	583
その他の包括利益合計	48	583
四半期包括利益	226,575	38,752
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	229,620	38,752
非支配株主に係る四半期包括利益	3,044	-

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当社グループが営む事業について売上高が減少するなど、足元の業績に影響が生じておりますが、会計上の見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響が少なくとも一定期間継続するという仮定に基づき、固定資産の減損等の会計上の見積りを行った結果、経営成績及び財政状態に重要な影響はないと考えております。

（四半期連結貸借対照表関係）

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当第１四半期連結会計期間 (2021年３月31日)
当座貸越極度額の総額	2,200,000千円	2,900,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	2,200,000	2,900,000

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 (自 2020年１月１日 至 2020年３月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自 2021年１月１日 至 2021年３月31日)
減価償却費	43,703千円	57,920千円
のれん償却額	8,035千円	14,387千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年3月24日 定時株主総会	普通株式	209,216	20.00	2019年12月31日	2020年3月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年3月23日 定時株主総会	普通株式	62,814	6.00	2020年12月31日	2021年3月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、ネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 1 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	21.95円	3.65円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	229,669	38,168
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (千円)	229,669	38,168
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,461,206	10,470,250
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	21.89円	3.64円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	31,440	22,354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

(取締役に対する株価条件付株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行)

2021年5月10日開催の当社取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く)及びグループ執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容を下記のとおり決議いたしました。

なお、取締役に対する当該ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容については、2021年3月23日開催の第12回定時株主総会において承認されております。

1. 第7回新株予約権

(1) 新株予約権の割当対象者の人数及び割当個数

当社取締役1名に対して420個

当社グループ執行役員1名に対して290個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 71,000株

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。

(3) 新株予約権の割当日

2021年5月28日

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みは要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

1株あたりの払込金額1円

(6) 新株予約権の行使期間

2021年5月29日から2041年5月28日

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人又は顧問(以上を総称して「権利行使資格」という。)のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には前営業日)を経過する日(以下「権利喪失日」という。)までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

新株予約権者(その相続人を含む。)は、本新株予約権の割当日から3年を経過する日(ただし、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失(死亡を含む。)した場合には、権利喪失日とする。)の前月の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値が3,857円(ただし、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、適切に調整される。)を上回っている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、かかる場合であって、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失(死亡を含む。)した場合には、新株予約権者(その相続人を含む。)は、割当てを受けた新株予約権の数に、割当日からの在任月数(1月未満は切り捨て)を36で除した割合を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。)に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

権利喪失日までに新株予約権者が死亡した場合、相続人は、行使期間内において、当該死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 第8回新株予約権

(1) 新株予約権の割当対象者の人数及び割当個数

当社取締役2名に対して710個

当社グループ執行役員3名に対して580個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 129,000株

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株とする。

(3) 新株予約権の割当日

2021年5月28日

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みは要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

1株あたりの払込金額1円

(6) 新株予約権の行使期間

2021年5月29日から2041年5月28日

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員、使用人又は顧問（以上を総称して「権利行使資格」という。）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日（以下「権利喪失日」という。）までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

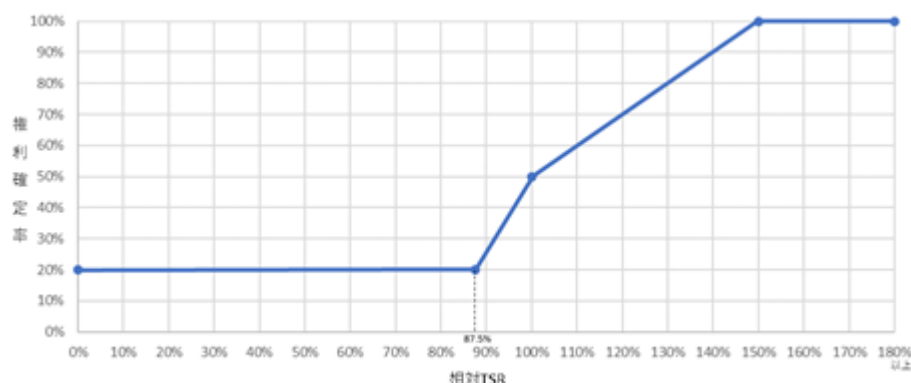
新株予約権者（その相続人を含む。）が行使できる本新株予約権の数は、割当てを受けた本新株予約権の数に、権利確定率を乗じた数とし、1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てたものとする。権利確定率は、下表に基づき算出されるものとする。ただし、新株予約権者が割当日から3年を経過する日より前に権利行使資格を喪失（死亡を含む。）した場合には、下表に基づき算出される権利確定率に、割当日からの在任月数（1月未満は切り捨て）を36で除した割合を乗じて、権利確定率を算出するものとする。また、上記に基づき算出される権利確定率が20%（以下「下限権利確定率」という。）を下回る場合には、権利確定率は下限権利確定率とする。なお、割当日以降、新株予約権者が、翌年の当社の定時株主総会開催日より前に、権利行使資格を喪失（死亡を含む。）した場合には、下限権利確定率に、割当日直前の定時株主総会開催日からの在任月数（1か月未満の期間は、15日以下は切捨て、16日以上は1か月に切上げ）を12で除した割合を乗じて得られた数を下限権利確定率として適用するものとする。

権利喪失日までに新株予約権者が死亡した場合、相続人は、行使期間内において、当該死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（新株予約権の権利確定率）



（譲渡制限付株式としての新株式の発行）

当社は、2021年5月10日開催の当社取締役会において、当社使用人及び当社子会社の使用人に対して譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

1．発行の目的及び理由

本制度は、当社の使用人及び当社子会社の使用人が当社の企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

2．発行の概要

（1）払込期日

2021年5月28日

（2）発行する株式の種類及び数

当社普通株式 98,600株

（3）発行価額

1株につき1,600円

（4）発行総額

157,760,000円

（5）募集又は割当方法

特定譲渡制限付株式を割り当てる方法

（6）出資の履行方法

金銭債権の現物出資

（7）割当対象者及びその人数並びに割当株式数

当社使用人34名に対して88,400株

当社子会社使用人4名に対して10,200株

（8）譲渡制限期間

2021年5月28日から2024年5月27日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年5月12日

ソウルダウト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているソウルダウト株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ソウルダウト株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。